

令和6年2月28日

江別市長 殿

江別市教育委員会委員長殿

「いじめの重大事態に係る調査報告書」の所見書(意見書)

「いじめの重大事態に係る調査報告書」(以下報告書という)とともに、令和6年1月17日に開催された「いじめの重大事態に係る調査結果の報告」に用いられた「いじめの重大事態に係る調査報告書の概要」(以下概要という)並びに本件の「所見書(意見書)」の公表を強く求めるものである。

「いじめ」を漢字で表すと「苛め」であり「虐め」である。

「苛酷な虐待」により、被害児童の「身体と精神」に「重大な後遺症」を与えた。

それは複数人の児童によるもので、暴行傷害を行う少年は、激しい虐めの素養を持った者であるが、これは大人の抑制により「悪の素養」は抑え込まれるもので、関係する親であったり、担任であったりで「理性が確立」前に目覚めさせられてしまう。

児童に与える関りは、親などの保護者以外に、学校の大人たち、極めて学級担任や、学校教育に携わる大人の、特に「教頭職にある者を筆頭にした教育職員」によるものの方が絶大で、そこを起点として「不登校」が発生したのである。

報告書は「重大事態」(として捉えてはいるが、学校の「教育職員」によって引き起こされたものとして捉えきってはいない。ただ聞き取りを行っただけで、聴取された者たちが、言わないで終わりにしたことなどが明らかにすることなくそのまま消失している。

概要はこれを補足するに足りるものとなっているが、学校の「教育職員」がとった「犯罪」と捉えられる「ハラスメントなどの対応」に対する「処方」が示されておらず、「身内の庇い合い」と評価がされてしまうものである。

被害児童を「不登校」という重大な問題へと追いやったのは「教育職員」であることを言葉巧みに逃している。とは言い過ぎであろうか。

当時、5年組の学級担任は「マナー違反」とした。
教頭もこれを追認したが、虐め方にマナーがあるのか。
誰も「いじめ方のマナー」に触れてもいない。

「令和4年5月13日、診断書を持参し小学校を訪れた親に対し、対応した教頭及び教頭代理とする教員は「被害児童が嘘を言っている」と決めつけ、「嘘を言っている」ことを「前提」とした「承認」を保護者に「強制」した。これはマナー違反とはならないのか。

というよりこれは被害児童とその保護者に対する「ハラスメント」そのものである。そして「ハラスメント」は「犯罪」である。

この「犯罪」である「ハラスメント」を5年生になったばかりの児童に、学校の教頭を筆頭とした数名の教育職員が実行し、児童の人生を狂わすを目的を達成せしめたものである。

「心的外傷後ストレス障害」という「自分ではどうしようもない圧倒的な強い力に直面し、強い恐怖を体験する」ことで、学校が主体となる「社会的サポート」が足りていなかったり、「学校生活のストレス」による「不登校」という「重大事態」が起きてしまったものである。

令和4年5月20日に、「嘘つき」とされた被害児童は「皆で話し合いしよう。」という教頭の大人の「言葉を信じ」登校したが、学級担任の「この話は終わりだ。」との言葉に深く傷つけられ、令和4年5月23日からの不登校が始まったのである。

「約束を平気で達える」ことは子供に、それも10歳にならない児童に対し、学校で子供を守る唯一の大人がやっても構わないということか。

令和4年5月27日、これに激高した祖母が「学校長に訴えた」ことにより、校長が知るところとなったのである。

令和4年5月30日11時、[]小学校を訪問した祖母に対応したのは校長と教頭及び教頭代理と称する[]の2名の職員であった。

校長は、祖母からの電話があるに至るまで、教頭を筆頭とする教育職員たちから何等の報告・連絡・相談を受けておらず、初めての事柄ゆえに、教頭及び教頭代理[]の2名が経過を説明するのを、口を挟むことなく聞き、事の重大さを認識して「適切且つ的確」な「対応」を迅速に実行した。

教頭を筆頭とする教育職員たちは、初動において何故「隠蔽」を画策したのかが問われないままにしていることは許されない。

令和4年6月20日、祖父は「北海道庁いじめ対策室」に出向き、孫の虐めの件を相談したところ、北海道庁から北海道教育委員会、北海道教育委員会から江別市教育委員会へと、いじめの相談があったことが共有された。

祖母と祖父の行動と、迅速な対応をした校長により、教頭を筆頭にした一部の教育職員が隠蔽秘匿した「被害児童が被った身体ないし精神の状態」が明白なものとなり、祖母と祖父、校長の決断がなければ、「いじめの重大事態」は共有されなかったであろうことは、言を待たない。

報告書に記載されている学校の「対応の良し悪し」ではなく、学校は「対応しない」という「学校の隠蔽体質」が暴かれることはなかった。

それも教頭をはじめとする一部であろう教育職員が画策した「隠蔽」によるものである。

そもそも「教頭代理」という職名があるのか。校務分掌にもない「教頭代理」という名称はどこから出現したのか。

上司であり管理責任者である「校長」を「お飾り」として扱い、平然としているさまは「異常」そのものである。

ここに「コンプライアンス」とか「ガバナンス」という概念は「微塵もない」。

学校は、江別市教育委員会からの「祖父が北海道庁いじめ対策室」に出向き、「孫のいじめの相談」がされたことで、早急な対応をせざるを得なくなり、「辻褄合わせの対応」を行った。

令和4年7月1日、学校と江別市教育委員会、被害者の三者会議が実施されたが、学級担任■■■■は、この期に及んでも加害児童が不明のまま、被害児童のみの情報が記載された資料を配布した。

教頭を筆頭とした「不逞の輩集団」は、学級担任が「終わりとした」ことから、その後何らの対応をすることなく幕引きを図ろうとしていたのである。

この事実を知り得ていたのは、教頭及び教頭代理と称する教育職員、被害及び加害児童を抱える学級担任、更には他の加害者児童の2名が在級する学級担任、の少なくとも5名の教育職員は、校長に報告・連絡・相談など一切していなかったのである。

学校における最終決定権を有する校長を「無視」していたのである。

が、祖母の訴えにより事態を知った校長が直ちに「適切な対応」をしたことで校長を除く学校ぐるみの「犯罪」「事件」の「隠蔽」が確立されようとしていた体質を質したのである。

教頭を筆頭とする教育職員たち合わせて少なくとも5名は「不逞の輩」たちの集団であることは疑念を挟む余地はない。

学級担任■■■■は【誰も傷つけない】とするが、この時点で■■■■は深刻に傷ついている。この【誰も傷つけない】は、【被害児童■■■■以外は誰も傷つけない】としか受け取れない。

保護者である母親から連絡を受けた、当時の教頭及び教頭代理と称する教諭は、被害児童は「嘘を言っている」とし、「嘘を言っている」ことを前提とした「承認」を母親に「強要」した。

加えて「皆で話し合いました」とした「約束」を平然と「反故」したことは、保護者である母親はもとより、傷害を負わされた児童の肉体・精神をずたずたに引き裂くという「被害児童に与えた苦痛は身体に後遺障害を残し、精神に大きな影を落とし、被害児童の保護者には、家庭が崩れていくという不安を掻き立てる結果を残した。児童を守るべきである教育の仮面を被った大人たち」から過酷な虐待を受けたのである。

大人である学校の教育職員が、子供である児童に対して「約束を守らない」こ

とは、「ボトムライン」を破壊する「反社会的行動」そのものである。

被害児童に与えた苦痛は身体に後遺障害を残し、精神に大きな影を落とし、被害児童の保護者には、家庭が崩れていくという不安を掻き立てる結果を残した。

記憶は、海馬と扁桃体で豊富なネットワークを形成され、脳の深部は3歳まで最も遅い前頭葉機能も10歳までの記憶が自己同一性をつくっている。

被害児童はその記憶のうち、情動記憶を阻害された。

すなわち心的外傷となり、長期間に渡って精神的・心理的または身体的な影響を及ぼすこととなったのである。

同じ年代の者たちとの関係性を構築できなくなり、大人に対する不信感が植え付けられ、人を信ずる心も失われた。

日常生活においては、首から背中にかけての痛みが襲い、転校先での登校は叶わないものとなっている。

加害児童3名による傷害が、軸索損傷による「脊髄損傷」の因を成し、損傷を受けた脊髄はもとには戻らないため、脊髄圧迫による脊髄損傷後遺症となることが考えられ、被害児童は生涯この痛みを受け続けることとなった。

被害児童は「勝手に転がっていった。」のではない。

加害児童3名によって「坂の上方より蹴落とされた。」のである。

「重大事態」とは「自己同一を阻害させた」こと及び「登校できない」程の「後遺障害」を与えたことか。

否、「犯罪」の上に成り立っていることが「重大事態」なのである。

これは「重大事態」ではなく「重大問題」であり、この「重大問題」を引き起こしたのは一部の教育職員であることが、「大問題」なのである。

被害児童は不登校の状態が2年近く続いている。

2022年度から専門教科に、学級担任ではなく教科担任が担当することとなり、登校することができなかった被害児童は、通常の教科だけでなく、2022年度、2023年度の重要な専門科目の教育が受けられないでいる。

当然学業も最低限の水準に到達することなく、仮に中学校へ進学し登校できたとしても勉強についていくことができないまま、最低限の義務教育の学力を

得られないこととなり、当然の結果として高校への進学も閉ざされる。

今時高卒は当たり前、大学も無料化が話題となっている社会において、中卒、それも不登校となっている者に社会的要求はないのが現実である。

3人の児童が起こした暴行傷害事件ないし学校教育に身を置く教育職員が対応しなかったことで、被害児童の生涯を踏みにじったのである。

教育に身を置く大人であれば、容易に想像がつくであろう。

小学校における学業が習熟度に達しないまま、この春中学校へ進学することとなる児童が、中学校における勉学についていけるものとは考えにくい。

ましてや心身共に後遺障害を抱えた被害児童にとっては尚更であり、中学校の先にある高等学校（今や高卒が当たり前となっている。）への進学などは、叶えられることのない現実を見せつけてどうする。

その様なことが教育の現場で必要なことであろうか。

第三者委員会の調査報告は、学校教育の実態を理解していない。

その殆どが学校という社会しか経験していない教育職員で構成されており、児童・生徒と真摯に向き合う教育職員は皆無に等しいと言える。

何故なら、学校の教育職員が自らの職責を理解していないことに端を発する。

その職責とは「社会教育」に携わることではなく、本来の「学校教育」に立ち返ることである。

被害者にとって、加害行為実行者ないし加害行為相当者達の氏名所在が、不明のまま事が進んでいくことは、耐えられないことである。

「籠もり人になる」ことが非常に強い懸念となる被害児童に対し、責任を果たさなければならない者たちは、どのような責任の取り方をするのか。

一人の学童の人生を大きく捻じ曲げてしまったことに対し、何らの責任を感じていないのである。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

被害児童はもとより被害児童の保護者には、加害児童及び加害児童の保護者の全容は、江別市教育委員会の【情報保護法】の行き過ぎた解釈のもと明らかにされていない。【犯罪】であり【事件】であるにも関わらずである。

被害者が蚊帳の外に置かれたまま、【損害賠償費】【慰謝料】も得られない状況に追い込むことが、責任を取らねばならない加害者とその家族、加えて学校教育に従事している教育職員のなす業なのか。

繰り返すが、これは【事故】ではなく【犯罪】であり【事件】なのである。

犯罪を成し事件を構成した教育公務員は即刻退場である。

「分限免職」とすべき「重大事態」が発現したにも拘らず、「教育委員会」はどのような「処分」を下したのか。

加えて記する。

第三者委員会が調査し報告書としたのは、令和5年7月10日である。

この説明会が実行されたのは、調査報告から6カ月を過ぎた翌年、令和6年1月17日である。

2度にわたる年越しである。

学校が「隠蔽」行為に走ったことは、祖父が北海道庁いじめ対策室に相談するまで、何もなかったことから歴然とした事実である。

一連の流れから、被害児童が「不登校」となったのは、加害児童によるいじめがエスカレートし、「暴行傷害」という犯罪まで至ったことが表面化しただけで、これに加えて、学校にいる一部の大人たちの行為によって引き起こされたものであることが、容易に認定できる。



自筆の

自殺を仄めかす
作文が読定さ
ました。

絶対許しません
償わせませう。



2024.02.28

このことへ抗議して下さい。